

国立公文書館アジア歴史資料センターと琉球大学附属図書館の
システム連携に関する協定書

国立公文書館アジア歴史資料センター（以下、「甲」という。）と琉球大学附属図書館（以下、「乙」という。）は、両者が公開する資料の利用を拡大することで、学術研究の発展に資するとともに、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関する理解が深まるよう、連携して情報発信力の強化に向けた取組を行うこととし、協定を締結する。

- 1 甲及び乙は、協力して以下の取組を行う。
 - (1) 乙は、本協定の対象とする乙がインターネットを通じて公開する資料（資料本文の画像データを公開していないものを含む）について、目録情報、画像データへのリンク情報及び乙の運用する情報提供システムに関する情報を、本協定の実施に必要な範囲で甲に提供する。
 - (2) 甲は、乙から提供を受けた目録情報に追加情報を付した上でリンク情報とともに甲の運用する情報提供システムに搭載して公開し、同システム上で当該資料の検索、閲覧を行う利用者がリンクを経由することによって乙の情報提供システム上から当該資料の画像を閲覧できるように情報提供システムの運用を行う。
 - (3) 甲及び乙は、目録情報の精度の向上、情報提供システムのセキュリティ対策等について、継続的に共同で取り組む。
- 2 本協定の対象とする資料は次のとおりとする。
 - ① 宮良殿内文庫
 - ② 矢内原忠雄文庫植民地関係資料
 - ③ 今後両者の協議により定める資料
- 3 本協定の実施に必要な次の事項については、両者間の協議によって別途定める。
 - ① 乙が甲に提供する目録情報、画像データへのリンク情報の提供方法及び提供時期
 - ② 情報提供システムの運用停止等の場合の連絡方法
 - ③ 経費及び責任の分担
 - ④ その他、本協定の円滑な実施に必要な事項
- 4 本協定によりがたい事由が発生した場合は、その都度両者間の協議により決定する。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれが記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年5月28日

甲 独立行政法人国立公文書館
アジア歴史資料センター
センター長

平野 健一郎



乙 国立大学法人琉球大学附属図書館
館長

伊澤 雅子

